

○国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則

(平成 26 年 7 月 1 日細則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程(以下「年俸規程」という。)第 2 条第 1 号に基づき、年俸制給与の適用を受ける職員(以下「年俸制適用 1 号職員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 年俸規程第 2 条第 1 号に規定する年俸制適用 1 号職員は、別表に掲げる教育研究組織及び職等に在職する者とする。

附 則

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

番号	教育研究組織	職等
1	グローバルイノベーション研究機構	教授 (国際的に優れた研究業績を有する研究者で、本学が特に必要と認める者に限る。)